【新・変更案】

１　地区計画の方針　略

２　地区整備計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | 道　　路 |  | 幅　　員 | 延　　長 |
| 区画道路 | １２．０ｍ　９．５ｍ | ９６３ｍ　９７ｍ |
| 歩行者専用道路 | ６．０ｍ～２．０ｍ | １，００３ｍ |
| 公　　園 | 街区公園 | 面　　積 |
| １．１ｈａ |
| 緑　　地 | 緑　　　　　地 | 面　　積 |
| ３．８ｈａ |
| 地区の区　分 | 地区の名称 | Ａ地区 | Ｂ地区 |
| 地区の面積 | 約２６．５ｈａ | 約１．７ｈａ |
| 建築物に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | 　本地区に建築できる建築物は、建築基準法第４８条第１１項に規定する準工業地域に建築できる建築物のうち、以下に示すものとする。１　自動車産業に資する製造業に属する工場及びこれに関連する研究開発施設、事務所等２　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）に規定する貨物自動車運送事業の用に供される施設３　倉庫４　流通業務の用に供する配送センター、荷さばき場等の施設 | 　本地区に建築できる建築物は、建築基準法第４８条第１１項に規定する準工業地域に建築できる建築物のうち、以下に示すものとする。１　自動車産業に資する製造業に属する工場及びこれに関連する研究開発施設、事務所等２　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）に規定する貨物自動車運送事業の用に供される施設３　倉庫４　流通業務の用に供する配送センター、荷さばき場等の施設５　床面積が５００㎡以下の店舗及び飲食店 |
| 建築物の容積率の最高限度 | 　１０分の２０ | 　１０分の２０ |
| 建築物等の建蔽　率の最高限度 | 　１０分の６ | 　１０分の６ |
| 建築物等の敷地面積の最低限度 | 　１０，０００㎡ | 　１，０００㎡ |
| 壁面の位置の　制　限 | 　建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、県道との境界においては１０．０ｍ以上、区画道路との境界においては５．０ｍ以上、隣地との境界においては２．０ｍとする。 |
| 垣　又は柵　の構造の制限 | 　建築物に付属する垣　又は柵　の構造は、周囲の環境と調和し緑の多い景観形成に配慮したものとし、生垣、植栽、又は高さ１．８ｍ以下の透過性フェンスとする。 |
| 建築物等の形態又は意匠の制限 | １　建築物等の外壁の色調は刺激的な原色を避け、落ち着きのある色調、又は明るい色調のものを選択するとともに、周囲との環境や景観との調和を図る。２　屋外広告物は過度に大きな形態とせず、電飾を多用する刺激的な表現を避けるとともに、魅力ある景観の創出を図る意匠、デザインであること。 |

【旧・現行】

１　地区計画の方針　略

２　地区整備計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | 道　　路 |  | 幅　　員 | 延　　長 |
| 区画道路 | １２．０ｍ　９．５ｍ | ９６３ｍ　９７ｍ |
| 歩行者専用道路 | ６．０ｍ～２．０ｍ | １，００３ｍ |
| 公　　園 | 街区公園 | 面　　積 |
| １．１ｈａ |
| 緑　　地 | 緑　　　　　地 | 面　　積 |
| ３．８ｈａ |
| 地区の区　分 | 地区の名称 | Ａ地区 | Ｂ地区 |
| 地区の面積 | 約２６．５ｈａ | 約１．７ｈａ |
| 建築物に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | 　本地区に建築できる建築物は、建築基準法第４８条第１０項に規定する準工業地域に建築できる建築物のうち、以下に示すものとする。１　自動車産業に資する製造業に属する工場及びこれに関連する研究開発施設、事務所等２　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）に規定する貨物自動車運送事業の用に供される施設３　倉庫４　流通業務の用に供する配送センター、荷さばき場等の施設 | 　本地区に建築できる建築物は、建築基準法第４８条第１０項に規定する準工業地域に建築できる建築物のうち、以下に示すものとする。１　自動車産業に資する製造業に属する工場及びこれに関連する研究開発施設、事務所等２　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）に規定する貨物自動車運送事業の用に供される施設３　倉庫４　流通業務の用に供する配送センター、荷さばき場等の施設５　床面積が５００㎡以下の店舗及び飲食店 |
| 建築物の容積率の最高限度 | 　１０分の２０ | 　１０分の２０ |
| 建築物等の建ぺい率の最高限度 | 　１０分の６ | 　１０分の６ |
| 建築物等の敷地面積の最低限度 | 　１０，０００㎡ | 　１，０００㎡ |
| 壁面の位置の　制　限 | 　建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、県道との境界においては１０．０ｍ以上、区画道路との境界においては５．０ｍ以上、隣地との境界においては２．０ｍとする。 |
| かき又はさくの構造の制限 | 　建築物に付属するかき又はさくの構造は、周囲の環境と調和し緑の多い景観形成に配慮したものとし、生垣、植栽、又は高さ１．８ｍ以下の透過性フェンスとする。 |
| 建築物等の形態又は意匠の制限 | １　建築物等の外壁の色調は刺激的な原色を避け、落ち着きのある色調、又は明るい色調のものを選択するとともに、周囲との環境や景観との調和を図る。２　屋外広告物は過度に大きな形態とせず、電飾を多用する刺激的な表現を避けるとともに、魅力ある景観の創出を図る意匠、デザインであること。 |